

# とちぎの地産地消推進店認定要領

制 定 平成18年7月18日 とちぎ農マ協第81号  
一部改正 平成21年6月 1日 とちぎ農マ協第62号

## 第1 目 的

この要領は、地域の特色ある農産物や安全・安心ニーズに対応した農産物など、多様な“県産農産物”を利用した地産地消の取組を積極的に推進する店舗を認定し、県産農産物の消費者への認知度向上並びに販路拡大を図るため、本要領を定める。

## 第2 認 定

社団法人とちぎ農産物マーケティング協会（以下「協会長」という。）は、とちぎの地産地消推進店（以下「推進店」という。）の申請があった県産農産物を利用した料理を提供する店舗（以下「料理店」という。）及び県産農産物コーナー等を設置するスーパー等小売店（以下「小売店」という。）、和・洋菓子及びアイスクリームを提供する店舗（以下「菓子店」という。）を推進店として認定するものとする。

推進店の認定に係る審査については、地域マーケティング推進協議会長（以下「地域協議会長」という。）が行うものとする。

2 前項の認定は、認定証を交付することによって行うものとする。

3 認定証の様式等は、協会長が別に定めるものとする。

## 第3 認定基準

次項各号の基準をすべて満たす料理店、小売店及び菓子店を推進店として認定するものとする。

### (1) 料理店

- ア 主食（ごはん、パン、麺（パスタは除く））は県産の原材料を使用していること。
- イ 原材料（主食を除く）として使用する農産物（ただし、県内で生産されていない食材は除く）の概ね5割以上が県産農産物であること。
- ウ 県産農産物を原材料（ソース類、付け合せ類等を除く主要な原材料）としたメインの料理（麺類においては具を含む）を年間を通して1品（地産地消メニュー）以上を提供すること。
- エ 料理に使用する材料の産地等を、消費者にわかりやすい表現で、見やすい位置に表示すること。
- オ 地産地消の推進を積極的に行うとともに、県産農産物の情報提供を行うこと。

### (2) 小売店

- ア 県産農産物コーナー等の売り場を常設すること。
- イ 販売する県産農産物の産地等を表示し、消費者に情報提供を行うこと。
- ウ 地産地消の推進を積極的に行うこと。

### (3) 菓子店

- ア 原材料として使用する農産物の概ね5割以上が県産農産物である地産地消菓子を、年間をとおして1品以上提供すること。
- イ 菓子に使用する原材料の産地等を、消費者にわかりやすい表現で、見やすい位置に表示すること。

## 第4 推進店の申請

推進店の認定を受けようとする者は、申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、店舗の所在地を所管する地域協議会長に提出するものとする。

## 第5 審 査

地域協議会長は、申請書を受理した時には、認定基準に基づき速やかに書類及び必要に応じて現地確認を行い、審査を実施する。

- 2 地域協議会長は、審査結果を協会長に報告（様式第2号）するものとする。
- 3 協会長は、前項の報告に基づき、認定証の交付を行うものとする。

#### 第6 認定期間

推進店の認定期間は3年間とする。

#### 第7 PR資材等の交付

協会長は、推進店のPRに必要な資材（ステッカー、ポスター等）を作成するものとする。

- 2 地域協議会長は、前項において作成したPR資材等を、認定した推進店に交付するものとする。

#### 第8 推進店の努力等

推進店は、店頭又は店内の見やすい場所に認定証及びPR資材を掲示し、利用客に対する県産農産物のPRに努めるものとする。

- 2 推進店は、協会長及び地域協議会長が行う地産地消に関連する事業に対し、可能な限り協力するものとする。
- 3 推進店は、県産農産物が自然災害等により入手が困難となった場合には、その旨を表示し、速やかに県産農産物の確保に努めるものとする。

#### 第9 報告

推進店は、当該年度の県産農産物の使用実績等を実績報告書（様式第3号）により、翌年4月末日までに地域協議会長に報告するものとする。地域協議会長は、実績報告をとりまとめ、同年5月15日までに協会長に報告するものとする。

#### 第10 認定証記載事項の変更

推進店は、認定証の記載事項に変更が生じた時には、速やかに当該地域協議会長に変更届（様式第4号）を提出するものとする。

- 2 地域協議会長は、内容を確認し、協会長に報告するものとする。
- 3 協会長は、前項の報告に基づき、認定証記載事項の変更を行うものとする。

#### 第11 推進店の辞退

推進店が、その認定を辞退する時は、辞退届（様式第5号）を地域協議会長に提出するものとする。

- 2 地域協議会長は、辞退届を受理した時には、協会長に報告するものとする。

#### 第12 認定の取消

協会長は、推進店が次の事由に該当する場合には、地域協議会長と協議のうえ、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 営業を終了した場合
- (2) 認定基準に該当しなくなった場合
- (3) 実績報告書を提出しなかった場合
- (4) 消費者の信頼又は県産農産物のイメージを著しく失墜させる行為を行った場合

2 前項について、必要に応じて協会長及び地域協議会長は対象店舗の調査を行うことができるものとする。

#### 第13 広報宣伝

協会長は、推進店の取組を通して県産農産物の認知度向上及び販路拡大を図るため、ホームページ等を活用した情報発信を行うものとする。

#### 第14 その他

協会長は、この要領に定めるもののほか、推進店の取組に必要な事項を別途定めることができるものとする。

附則 この要領は平成18年7月18日から適用する。

附則 改正後の要領は平成21年6月1日から適用する。